

公立学校における「任用の期限を附さない 常勤講師」という〈問題〉

中島 智子*

【目次】

- I はじめに
- II 「91年」までの経緯
 - 1 「当然の法理」の登場（1953～1972年）
 - 2 国籍要件の廃止と教諭任用の動き（1973年～1981年）
 - 3 国籍要件（再）明記・任用凍結の時期（1982～1990年）
- III 「91年」以降の経緯と現状
 - 1 「91年覚書」の適用
 - 2 公立学校における外国籍教員の現状
- IV 外国籍教員及び学校現場が抱える課題
- V まとめ

* プール学院大学名誉教授

I はじめに

1991年1月10日の「日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書」（「日韓外相覚書」）で、「公立学校の教員への採用については、その途をひらき、日本人と同じ一般の教員採用試験の受験を認めるよう各都道府県を指導する。この場合において、公務員任用に関する国籍による合理的な差異を踏まえた日本国政府の法的見解を前提としつつ、身分の安定や待遇についても配慮する」との内容が盛り込まれた。これを受けて出された同年3月22日づけの各都道府県・指定都市教育委員会あて文部省教育助成局通知「在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について」（文教地第80号）において、以下の内容が示された。

- ①平成4年度教員採用選考試験¹⁾から受験を認めること。
- ②合格した者の職を「任用の期限を附さない常勤講師」とすること。
- ③給与その他の待遇は可能な限り教諭との差がなくなるように配慮すること。
- ④所要の教員免許状を有していればすべての日本国籍を有しない者にその効果が及ぶ。

この「日韓外相覚書」とは、1965年にかわされた「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」で3世以降の法的地位は25年後に再協議するとされていたことからおこなわれた協議に関する日韓政府の覚書であり、1988年12月23日の第1回公式協議以来協議が重ねられてきた。覚書では、3世以降の法的地位の確認、指紋押捺の廃止などの入管法や外国人登録法関係の事項の他、教育関係では課外での民族教育への配慮、就学案内の発給、公立学校教員の採用が盛り込まれた。地方公務員への採用についても、「公務員任用に関する国籍による合理的な差異を踏ま

1) 平成4年度教員採用選考試験とは平成4年度（1992年度）任用候補者の選考試験を指し、前年である1991年夏に実施される。

えた日本国政府の法的見解を前提としつつ、採用機会の拡大が図られるよう地方公共団体を指導していく」とされた。

このように、同覚書は在日韓国人の法的地位のみならず生活権にも及ぶ重要な内容を含み、韓国籍以外の在日外国人施策にも影響を及ぼしてきた。1991年11月1日に対象を韓国籍者に限定しない「特別永住者」制度が施行されたことや、教育関係の措置がその後増加したニューカマーにも適用されたことなどがそれである。

しかし、同覚書から四半世紀が過ぎた今日、その効果の検証や評価がなされているようにはみえない。とりわけ、公立学校における教員採用については、その事実が広く共有されているとは言いがたく、そこに横たわる課題も見過されている。そもそも1991年の覚書及び文部省通知（以下ではこれらを合わせて「91年」とする）をどう評価するかは、立ち位置によってかなり異なってくる。「91年」までに教員採用の国籍要件を外して外国籍者（日本国籍を有しない者という意味で用いる）を教諭に任用してきた自治体の存在とその実績に立つならば、教諭任用に国籍要件が課されたことになり事態は後退したと評価されよう。一方、それまでは国籍要件をつけるか外していても実際の任用をしてこなかった自治体に関しては、教員採用の門戸開放として積極的に評価されるが、任用の職が「任用の期限を附さない常勤講師」であることは学校現場で同種の仕事をする教員間に微妙な国籍の壁が設けられたことになる。さらに、「91年」以降は主任や管理職任用の問題が実際に生じてきた。

本稿では、「91年」の評価のための検討事項を提示することを目的とする。そのための作業として、まず「91年」までの経緯を述べ、次に今日における公立学校の外国籍教員の実態を示して、公立学校における外国籍教員採用の意義と課題についてまとめる。公立学校の外国籍教員の問題は、これまで公務就任の問題として、「当然の法理」や「公権力の行使」「公の意思の形成」等の根拠の妥当性や解釈の問題として論じられてきた。しかし、筆者は教育研究を専門とするので、この問題の法制的側面の議論については専門家に譲り、法制面

と実態、国と地方自治体との関係に着目して考察したい。

II 「91年」までの経緯

戦後から「91年」までの公立学校教員任用に関する経緯は、1)「当然の法理」の登場(1953～1972年)、2)国籍要件の廃止と教諭任用の動き(1973年～1981年)、3)国籍要件(再)明記・任用凍結の時期(1982～1990年)、に分けられる。

1 「当然の法理」の登場(1953～1972年)

周知のように、一部の公務員を除き、国家公務員法、地方公務員法とも就任要件に国籍を定めてはいない。しかし、1953年3月25日に内閣法制局より「法の明文の規定が存在するわけではないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とするものと解すべきであり、他方においてそれ以外の公務員になるためには日本国籍を必要としないものと解せられる」とする見解が示された。この回答は、1952年のサンフランシスコ講和条約発効に伴い、旧植民地出身の朝鮮人・台湾人が日本国籍を失ったことで生じた事態に対応するために「戦後処理(終戦事務処理)」過程で出されたものであり、これ以降、いわゆる国の「当然の法理」論の根拠として言及される。ただし、この見解は国家公務員に関するものであり、地方公務員に関しては1949年、1952年の行政実例で制限規定はないと回答されていた²⁾。

2) 「外国人を県職員として採用することについて」の照会に、1949年5月26日(自発第546号)総理府自治課長より愛知県知事宛の回答では「一般に外国人を県職員に採用することの可否については、任命権者において判断すべきものと考えられる。外国の国籍を有する者の制限については、国内法上は何ら制限規定はない。」とあり、1952年7月3日(地自公発第234号)京都府知事公室長宛、地方自治庁公務員課長の回答でも同様である。

公立学校教員についてはこの時期特に言及はない³⁾。実際、学校基本調査報告書を見ると、1952～1955年度では外国籍教員の職階別統計が示され、数は少ないが教諭任用も確認される。1956年以降は職階別調査はなく、代わりに国籍別調査がおこなわれている。しかし、1967年以降は外国籍教員に関する調査はおこなわれていない。この調査に表れる外国籍教員とは、その多くが公立朝鮮人学校及び分校、もしくは特設学級に勤務していた者と思われるが、詳細はわからない。また教諭のケースは、1952年までに任用された旧植民地出身者が日本国籍離脱後もその職に留まったものと考えられるが、1953年以降に教諭任用があったかどうかは不明である。

なお、国家公務員については、1967年3月に人事院規則8-18（採用試験）第9条3項で日本国籍を有しない者は採用試験を受けることができないとされた。地方公務員についても受験要項に国籍要件が書き加えられたといわれるが、すべての自治体が明記したかどうかの確認はできていない⁴⁾。

2 国籍要件の廃止と教諭任用の動き（1973年～1981年）

公立学校教員の国籍要件廃止の動きは、大阪と東京で始まった。

まず、大阪市では前段階として以下の働きがあった。1971年に民間保育園の公立化にあたって、希望職員の市職員への異動が約束されながら、中国籍職員についてののみ本採用できないという事態が生じ、当事者や支援団体等による交渉の結果、1973年4月1日に同職員は市職員として正式採用された。この

3) ちなみに、教育職員免許法に国籍要件はない。

4) 例えば、大阪市の保母採用試験要項に国籍要件が明記されたのは1968年であり、それ以前は「行政上の慣例」として排除していたという報道がある（毎日新聞1972年9月20日）。しかし、教員については後述するように国籍要件を示していなかった自治体も多かった。

措置は本件限りのものではなく、1973年度に実施された保母職の採用要件から国籍要件が外され⁵⁾、この時医師も同じく外された。

この経緯の中で注目されるのは、大阪府総務部長の照会に対する自治省公務員第一課長による回答（1973年5月28日、自治公1-28号）が出されていることだ。この回答は、地方公務員の職のうち公権力の行使または地方公共団体の意思の形成への参画にたずさわるものについては、日本国籍を有しない者を任用できないとし、その職につくことが将来予想される職員（一般事務職員、一般技術職員等）の採用試験の受験資格を日本国籍を有しない者に認めることは適当でない、としたもので、1953年の内閣法制局の見解が国家公務員への制限に言及したのに対して、地方公務員についても「当然の法理」の適用を求めたものとされる。仲原（2010）によれば、大阪市はこの回答を元に一般事務職や技術職の国籍要件を維持する代わりに、専門職である保母や医師は外したという⁶⁾。

教員については、1974年に実施された大阪府市の採用試験実施要項から国籍要件が外され、1975年度に韓国籍2人と中国籍1人が教諭として任用されている⁷⁾。ただし、大阪における教員の国籍要件の廃止の経緯は十分明らかではない。というのも、教員の国籍要件廃止に関しては、行政側が「先導」しておこなったという説と、撤廃を要求した運動の成果だという説が聞かれるからだ。前者では、市が保母や医師の国籍要件の廃止に続く形で教員の国籍要件を

5) 1972年9月18日に大阪市は徐翠珍氏を市職員として採用する方針を固めたが、同氏は本人のみの救済ではなく保母採用要項における国籍要件の撤廃を求めていた。徐氏への聞き取りは、2014年11月26日におこなった。

6) 阪神間6市でも同年公務員の国籍要件が外され、翌1974年に外国籍公務員が5人誕生したが、この時の根拠は注2)の地方自治庁公務員課長の回答とされている（仲原良二2015）。

7) 1975年4月に韓国籍、5月に中国籍、9月に韓国籍の教諭が任用された。

廃止したとし、「これは、いわゆる中学校長会の差別文書事件から在日韓国朝鮮人への民族差別や教育の問題が大きく取り上げられている状況もあって、撤廃したものと推察される」（仲原 2010、p.30-31）や、「（中国籍保母任用にかかわる）運動の要求によって撤廃したとにならないように行政側が（主導して）おこなった」というものがある⁸⁾。それに対して後者としては、1973年に大阪市で採用試験の応募書類が受理されなかったという相談が韓国籍学生から持ち込まれ、「大阪府教委は『考える会』の追求に、この不条理を認め、1974年度から大阪府・市教委は国籍条項を適用しないことを決め、この年から中国籍、韓国籍の外国籍教員の誕生をみた」（稲富 2013、p.191）というものである⁹⁾。なお、周知のように県費負担教職員の任命権は都道府県教育委員会にあるため、府教委に交渉したということだ。

一方、東京都では、1973年11月の非常勤講師組合が「希望者全員専任化」をめざした団体交渉の席上、「非常勤講師から専任への措置において国籍を問わないこと、同時に一般選考（教員）においても国籍を問わないことを決定した」との回答を得た。都が決定した理由として、1) 地方公務員の欠格事項に当てはまらない、2) 教育内容に国籍を問う必要はない、3) 他の自治体も認める方向であるし、時の流れに沿って都も認めた方がよい、の3点が挙げられ、「東京都がアッサリ認め、組合側でもそれ以上議論は深まらなかった」とされている（在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会編 1982）。こうして、1974年に実施された選考要項から国籍要件は廃止され、その年度に該当者はいなかった

8) 高正子さんの話（2015年3月10日に聞き取り）。

9) 稲富氏への聞き取り（2015年5月18日）によると、当時中国籍保母の問題については全く知らなかったということである。当時の「日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会」の機関誌やその後の全国在日朝鮮人教育研究協議会関係資料においても、大阪府市における教員の国籍要件撤廃は「運動が勝ち取った」と表されている。なお、「この年（1974年）から中国籍、韓国籍の外国籍教員の誕生をみた」とあるが、正確な任用は翌1975年度である。

が、翌1976年度に中国籍教諭2人が任用され、1977年度にも中国籍教諭1人が任用された。ただし、これらはいずれも講師から専任化したもので、その後1980年代初旬にかけて韓国籍や朝鮮籍、米国籍の採用がおこなわれていった¹⁰⁾。

ここで興味深いのは、東京都における教員の国籍要件の廃止は、それを求めた直接の運動による成果ではなく、非常勤講師問題¹¹⁾の「解決」の経緯の中で「たまたま」誕生したことである。「たまたま」というのは、当時同組合に外国籍講師はいなかったが、中国にルーツを持つ日本国籍のある組合員が「外国籍者は国籍条項があるから受験できない」、そのため「日本国籍だけど、私も受けない」と言ったことに対して、「それはおかしい」と要求項目に国籍要件撤廃を入れたという経緯があるからだ。当時非常勤講師組合員としてこの闘いに関わった方は、「(当時国籍問題について) 僕らは全然気づかなかった」が、提起されて「労働問題として取り組んだ」のであり、「教員の国籍条項を撤廃させた」といわれると「こそばゆい」と表現されている¹²⁾。

このように、期せずして1973年に東京都と大阪府で教員の国籍要件が問題化され、翌74年の受験資格から国籍要件が廃止されたわけであるが、両地域ではその経緯が異なり、必ずしも在日朝鮮人による教員の国籍条項撤廃という直接の要望運動の結果ばかりではない側面が確認できる。また、そこには在日中国人が直接的間接的キーパーソンとして存在し、実際最初に任用された教諭にも中国籍が含まれていた(東京都ではむしろ中国籍が先行した)。

この後、教員の国籍問題は他自治体へと広がっていく。三重県では1977年に撤廃され、1979年度に初の受験者が出て80年4月採用、翌81年も一人採

10) 1980年度には選考に合格しながら採用に至らなかった朝鮮籍のケースがあった。その後再受験して採用された。

11) 東京都非常勤講師組合は、1963年以来その待遇改善を求めてきたが、1972年以来専任化要求をたてて交渉していた(伊藤行夫・申谷雄二1974)。

12) 当時の関係者2名への聞き取りは、2016年2月24日におこなった。

用された。滋賀県では、1980年に運動団体から県教委に申し入れがあり、県教委は受験は認めるが合格後帰化を求めると回答したものの批判を受けてこれを撤廃、81年4月韓国籍1人を採用したが、このケースでは採用後帰化した。兵庫県は1981年4月に撤廃（ただし採用は「91年」後までみられない）、愛知県と名古屋市は1982年に撤廃している。

3 国籍要件（再）明記・任用凍結の時期（1982～1990年）

先の2の時期は、日立就職差別裁判の原告勝利を受けて在日朝鮮人の市民権獲得をめざした運動が高まった時期であり、また、国際化の潮流の中で日本政府も国際人権規約や難民条約を批准するなど、外国人の人権保障に大きく踏み出した時期でもあった。しかし、これらの批准に関わる国会答弁において、教員の国籍要件に関する質問に対して日本政府は「当然の法理」に基づく回答をくり返している。しかも、1982年にはさらに大きなバックラッシュに見舞われる。議員立法である「国公立大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」（1982.8.20成立、9.13施行）に伴って出された文部次官通知「同法の施行について」（9.13文人審128）で、「なお、国、公立の小、中、高の教諭等については、従来どおり外国人を任用することは認められないものであることを念のため、申し添えます」とされ、さらに同9.18付け文部省初中局地方課長通知において「教諭についての取り扱いを変更するものではないこと」と念押しされ、翌1983年4月1日の中曾根康弘答弁書で「公立学校の教諭については校長の行う校務の運営に参画することにより、公の意思の形成への参画に携わることを職務として認められ、右の法理（当然の法理）の適用があると考えられる」とたたみかけられたのである。

「国公立大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」で外国籍教員の任用が認められたのは、大学は国際的性格をもつ学術研究と教授を目的と

13) 1982年7月7日 96-衆-文教委員会-16号 松下法制局参事の答弁。

し、また学問の自由を保障するために大学の自治が認められているという認識に基づくものであり¹³⁾、他方、高等学校以下の公立の教員については、「大学における外国人教員の採用の必要性という観点とは」異なるので、「従前どおり当然の法理に基づきまして、正規の教諭として外国人を任用することは今後ともしないということで指導して」いるという¹⁴⁾。異なる観点についての説明としては、後の国会答弁で「小中高等学校、要するに国家を構成する国民を育成する教育は自国の国民がこれに当たるという原則がある」るので、「大学の場合は特例として認めた」としている¹⁵⁾。

以上のような政府見解の影響を受けて、教員採用選考要項の国籍要件がなかった自治体でそれを明記するところや、国籍要件はないものの採用を凍結する自治体が相次いだ。例えば静岡県は、1982年度採用試験実施要項の受験資格に国籍要件を明記した。それまで一度も国籍要件が明記されていなかったのだが、明記した理由を「これまで外国人の合格者はなかった。またせっかく受験しても採用する意思がない以上、明文化した方がいいと判断した」と述べ、その根拠に1973年の自治省行政実例を挙げている¹⁶⁾。一方、北海道教育庁は民団北海道の要請を受けて、1981年の採用試験で特例的に在日外国人の受験を認め、翌年度からの国籍要件の廃止に言及していたが¹⁷⁾、結局廃止には至らなかった。また、広島県では、1985年から86年にかけて県教委が国籍要件はないが採用するつもりもないという姿勢を示し、国籍要件の新設に言及している。実際にこの当時受験した方から当時の選考要項に「外国籍の者は受験は

14) 1982年8月4日 96-衆-文教委員会-18号 鈴木勲政府委員の答弁。

15) 1982年2月8日 102-衆-予算委員会-7号 松永国務大臣の答弁。

16) 毎日新聞1981年6月10日。

17) 統一日報1981年6月3日。

18) 統一日報1985年12月5日及び1986年2月5日。関係者への聞き取りは、2016年12月3日におこなった。

してもよいが採用しません」との趣旨の明記があったという証言を得ている¹⁸⁾。

表1 自治体別国籍要件の有無(1980年～1984年)

| | 1980年 | 1981年 | 1982年 | 1983年 | 1984年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 北海道 | × | × | × | × | × |
| 青森県 | × | × | × | × | × |
| 岩手県 | ○ | × | × | × | × |
| 宮城県 | × | × | × | × | × |
| 秋田県 | ○ | × | × | × | × |
| 山形県 | × | × | × | × | × |
| 福島県 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 茨城県 | ○ | × | × | × | × |
| 栃木県 | ○ | × | × | × | × |
| 群馬県 | × | × | × | × | × |
| 埼玉県 | × | × | × | × | × |
| 千葉県 | × | × | × | × | × |
| 東京都 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 神奈川県 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 新潟県 | × | × | × | × | × |
| 富山県 | × | × | × | × | × |
| 石川県 | ○ | × | × | × | × |
| 福井県 | × | × | × | × | × |
| 山梨県 | × | × | × | × | × |
| 長野県 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 岐阜県 | × | × | × | × | × |
| 静岡県 | ○ | × | × | × | × |
| 愛知県 | × | × | ○ | ○ | ○ |
| 三重県 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 滋賀県 | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 京都府 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大阪府 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 兵庫県 | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 奈良県 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 和歌山県 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 鳥取県 | ○ | ○ | × | × | × |
| 鳥根県 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 岡山県 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| | 1980年 | 1981年 | 1982年 | 1983年 | 1984年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 広島県 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 山口県 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 徳島県 | ○ | × | × | × | × |
| 香川県 | ○ | × | × | × | × |
| 愛媛県 | ○ | × | × | × | × |
| 高知県 | × | × | × | × | × |
| 福岡県 | × | × | × | × | × |
| 佐賀県 | × | × | × | × | × |
| 長崎県 | ○ | × | × | × | × |
| 熊本県 | ○ | ○ | ○ | × | × |
| 大分県 | × | × | × | × | × |
| 宮崎県 | ○ | × | × | × | × |
| 鹿児島県 | ○ | × | × | × | × |
| 沖縄県 | ○ | × | × | × | × |
| ○の数 | 28 | 17 | 17 | 16 | 15 |

*○印は「日本国籍」要件の表示なし、×印は同要件ありを示す。年次は採用選考試験の実施年。

**出典は、全朝教主催『在日朝鮮人の教員採用を求める全国集会』（1985年3月3日）集会資料。

表1をみると、1982年の文部次官通知を境に各自治体の動きが複雑になっていることがわかる。これをみると、1980～1984年の間で終始国籍要件がある自治体は、北海道、青森、宮城、山形、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山、福井、山梨、岐阜、高知、福岡、佐賀、大分、1980年にはなく1981年から明記した自治体は岩手、秋田、茨城、栃木、石川、静岡、徳島、香川、愛媛、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄、82年から明記が鳥取、83年から明記が熊本、84年から明記が福島¹⁹⁾、この間終始明記のない自治体は東京、神奈川、長野、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口で、1981年から撤廃が滋賀、兵庫、1982年から撤廃が愛知である。また、国籍要件がないといっても、要

19) 福島県については、田中宏1981及び全朝教1985にもとづいているが、1981年には国籍要件があることを示す資料もある（在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会編1982）。

件を撤廃した場合と元々日本国籍が当たり前として付していない場合があり、後者では当然採用もなかった。前者でも採用実績のないところもある。さらにこの間、採用実績のある自治体で採用を控えるところも出てきた。

以上のようなバックラッシュにさらに追い打ちをかけたのが、長野県教育委員会の韓国籍教員採用問題だった。長野県は国籍要件を明記したことがなく、信州大学を卒業した韓国籍の受験者が1979年度の採用試験に合格したが採用されず、臨時講師をしていた。1984年度実施の採用試験で再度合格し、それが新聞報道されると、文部省が指導に乗り出し、結局1985年4月1日に任用の期限のない常勤講師として任用した。このケースでは、県教委に対する抗議活動が全国で活発に繰り広げられ、新聞紙上で取り上げられるだけでなく、国会でも議論されて注目が集まった。教員の任命権は県教委にあるとして合格させ教諭任用しようとしてきた長野県教委が文部省の強い指導に晒されたこの半年間の経緯は、他自治体にとって文部省の意向に逆らえないという思いを強くさせたと考えられる。

こうして、1985年以降は国籍要件がないところでもさらに採用が控えられた²⁰⁾。また、出口の見えない状況の中で、1989年には福岡県を相手に教員採用国籍条項に関する裁判が始まった（在日韓国・朝鮮人教師を実現する会編1996）。

Ⅲ 「91年」以降の経緯と現状

1 「91年覚書」の適用

以上の経緯を振り返ると、「91年」までに公立学校における外国籍教員任用

20) 1982年の次官通知以降の採用としては、1983年大阪市、1984年名古屋市、1986年川崎市、大阪府、1989年東京都であったようだが、公表を控えていたとされる。1986年の大阪府の採用に関しては、文部省が事情聴取をおこなったという（統一日報1987年5月20日）。

問題は膠着状態に達していたことがわかる。それを解き放ったのが、「91年」だった。前述したように、「91年」協議は元々在日3世以降の法的地位について話合うことが目的であり、その交渉過程でいわゆる生活権にかかわる内容がどのようにすくい上げられていったのかについては、これまで十分には明らかにされていない。筆者たちは現在、当時の韓国新聞（民団新聞の前身）や統一日報、日本の日刊紙をつぶさに調べ、また当時の関係者への聞き取りをおこなっているが、詳細についてはまだ検証途上である。ただ、教育や就職などにおける差別是正を求めた要求は、民団の地方本部や青年会など下から意見を集約して中央にあげられ、さらにそれを韓国政府に繋いでいったこと、そのために粘り強い運動が繰り上げられたことは確認できる。しかし、そのことはまた、政府レベルの交渉に下の要望がそのまま反映されるとは限らないことをも示す。1991年1月19日に開かれた民団の権益擁護・91年推進委員会合同会議では、「法的地位問題は一段落、指紋捺捺制度撤廃は日本政府の姿勢の大転換と評価、処遇問題については不満足な結果だが韓国政府の努力に感謝」としつつも、「教員や公務員採用では『国籍による差異』が『当然の法理』に代わる融通性のある表現になった」として引き続き取り組む方針を示している²¹⁾。

それでは、「91年」覚書及び通知の直後に実施された1991年の教員採用選考試験で各自治体はどのような対応をしたのだろうか。朝日新聞1991年8月12日によると、それまで国籍要件を課していた33道県4政令指定都市で国籍要件が外され、任用の職は常勤講師とされた²²⁾。一方、国籍要件を設けていなかった14都府県7政令指定都市のうち、外国人の採用を「常勤講師」に限定したのは長野県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、京都市で、〈これまで

21) 韓国新聞1991年1月22日。

22) 同紙では、募集要項の表記などから各自治体の対応を整理している。同記事では91年まで国籍要件を附していた道県は33とあり、本稿表1と較べると鳥根県がカウントされていることがわかる。

通り〉は東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、川崎市、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市としている。ただし、〈これまで通り〉には、「常勤講師」に限定するか検討中のところも含む。また、長野県はすでに1985年に常勤講師の先例があり「実質的には変わらない」としており、広島県及び広島市は、これまで教諭については実質的に採用段階で日本人に限っていたので、外国人は「常勤講師」なら採用可能になるという意味での〈これまで通り〉であるようだ。

その後の推移で、結局「教諭」任用を堅持したのは東京都と川崎市のみであり、大阪府・大阪市は1992年に学校教育法上の職は「講師」であるが職名を「教諭（指導専任）」とした²³⁾。その他はすべて「講師」に変更している。また、「教諭」であろうが「講師」であろうが、管理職登用に制限があるのは変わらない。

このように自治体によって対応にちがいがいるのは、ここではその詳細を述べる余裕がないが、「91年」までに任用実績があったかや、「91年」を受けていくつかの地域でおこなわれた運動側と教育行政側との交渉の経緯によるものとみられる。

2 公立学校における外国籍教員の現状

公立学校における外国籍教員の統計は、前述したように1967年以降は学校基本調査から外され、また学校教員統計調査においても大学を除いて調査項目にない。これまでに判明している外国籍教員任用数の推移をみると、1981年28人、1985年31人、1988年33人、1992年43人、1994年54人、1997年74人、

23) 朝日新聞1992年6月27日。また、2006年に政令指定都市となった堺市も「教諭（指導専任）」。我々の調査では、鳥取県も「教諭（指導専任）」を使用しているようである。

24) 1981年、1985年、1988年の数字は国会での文部省答弁、1992年と1994年は全朝教調査、1997年は岡義昭他調査、2008年は朝日新聞の調査では204人だが全外教研究所調査では215人である。詳しくは広瀬（2014）及び榎井（2014）参照のこと。

2008年204人(215人)である²⁴⁾。「91年」を挟んで外国籍教員の採用が増えていることがわかる。

そこで、筆者たちは2012年に全国都道府県政令指定都市教育委員会を対象とした郵送調査を実施し(2012年10月実施、回収率91%²⁵⁾)、さらに教育委員会訪問調査をおこなってきた(2012年～2016年、北海道・岩手県・宮城県・東京都・川崎市・滋賀県・京都市・大阪府・大阪市・堺市・兵庫県・広島県)。その結果、以下の実態が判明した²⁶⁾。

- ・2012年4月段階で任用されている人数は、全国で257人。男性94、女性136(無回答27)。
- ・校種別では、小学校110人、中学校68人、高等学校53人、特別支援学校20人(無回答6)。
- ・国籍は、韓国・朝鮮・中国・ベトナム・バングラディシュ・ネパール・ブラジルなど。
- ・学校教育法上の職ではほとんどの自治体で講師だが、指導教諭・教諭・養護教諭もある。職名ではこの他に教諭(指導専任)がある。給与は教諭と同様の2級である。

表2 外国籍教員の地域分布(2012年4月段階)

| 地域別 | 北海道 東北 | 関東 甲信越 | 中部 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 | 合計 |
|------|-----------|-----------|----|-----|----|----|----|-----|
| 都道府県 | 8 | 12 | 3 | 125 | 5 | 0 | 3 | 156 |
| 指定都市 | 0 | 6 | 1 | 89 | 0 | 0 | 5 | 101 |

25) 公表・回答しない旨の回答が長野県と愛知県、無回収が千葉県、東京都、福井県、鳥取県、山口県、名古屋市だった。

26) 結果の公表について回答のあった各教育委員会に同意を求めたところ、自治体毎の結果や国籍の公表について同意を得られないケースがあったので、このような形とした。

以上の調査結果から、「91年」以降の実態として次のような点を指摘することができる。

- ①公立学校における外国籍教員の量的拡大が認められること。
- ②公立学校における外国籍教員の地域的拡大が認められること。
- ③教員の国籍の多様化が認められること。
- ④「91年」当時は想定されなかった職や対象者が認められること。
- ⑤任用の職は「講師」がほとんどであるものの、それ以外の職や職名が認められること。

以下で詳しく述べていこう。

まず①の量的拡大については、1988年に全国で公立学校の外国籍教員が33人と報告されていることから、2012年調査の257人という数字は確実に増えている。これは、「91年」によって教員採用の門戸が開かれた結果だと言える。また、2000年代に急増していることについては、教員の需給関係の影響もあろう。ただし、2012年の日本の総人口に占める在留外国人の割合は1.6%であり、この割合を同年の公立学校教員総数に割り当てると1万7585人となるという推計値から、また特別永住者に限定しても3600人程度の外国籍教員数のはじき出されるということから鑑みても、257人という数字はそもそもどう評価すべきかという問題が残る（広瀬2014）。

次に②の地域的拡大については、1985年には全国で4都府県2指定都市で任用が確認されているのに対して、2012年調査では17都道府県10指定都市に及んでいることから、外国籍教員がより広い地域に存在するようになったといえる。しかし、地域分布表を見てもわかるように、近畿に偏在する一方で、四国地方には1人もいない²⁷⁾。回答が得られなかったが任用実態のあることを知り得ている地域を加えても、都道府県では半分以下、指定都市で半分強と

27) 任用後に日本国籍取得のケースもあるので、必ずしも任用実績がないということではない。

いう実態はどういう背景を有するのだろうか。「91年」の結果としてすべての自治体で門戸は開かれたが、実際の任用における地域「特性」は単なる外国籍人口の数の問題なのか教育行政の姿勢によるものなのか、教員の需給関係には自治体による差異があることも含めて、さらなる検証が必要である。

③の国籍（等）については、1980年代には韓国、朝鮮、中国、台湾、アメリカが報告されていたことに照らし合わせると、多様化が進んでいる。特に、ベトナムやブラジルといった国籍は、日本がこの間受け入れた難民や日系人の2世等から公立学校教員が誕生したことを示している。これは、日本の公教育を経験したニューカマーの若者がその進路として公立学校教員を目指した証でもある。ただ、2012年調査結果の公表に際して、調査に協力してくれた自治体でも国籍の公表に抵抗を示すところが多かった。そのため、実際の国籍数ももっと多いのだがそれを公表できないのは残念である。少数の場合個人が特定されるというのがその理由であるが、外国籍教員の存在の積極的位置づけがないという後述する問題とも関連しており、重要な課題である。

④「91年」当時は想定されなかった職や対象者が認められることについては、2つの事例がある。1つは、盲学校（視覚特別支援学校）理療科教員として任用されている外国籍教員の存在である。理療科とは、盲学校高等部に設けられている職業課程で、あん摩・マッサージ・指圧師、鍼師、灸師を養成するコースである。理療科教員の養成は、筑波大学理療科教員養成施設でおこなわれ、入学要件は日本の3療の免許保持者であれば年齢・国籍を問われない。現在、長崎、滋賀、和歌山、岩手県の盲学校に外国籍教員がいる²⁸⁾。このケースで注目されるのは、これらの人たちの多くは、視覚障害を持つ発展途上国の

28) 国籍は、中国、バングラディシュ、ネパールで、この他に韓国籍から日本国籍に変更したケースや退職したケースもある。ここに記載している内容は、2015年9月8日に筑波大学理療科教員養成施設、同9月9日に国際視覚障害者援護協会を訪問調査した結果及び関係者への聞き取りによる。

若者を日本に招待して盲学校で3療の勉強をすることを目的とした国際視覚障害者援護協会の奨学制度によって来日し、日本の盲学校で3療資格を取得の後に筑波大学理療科教員養成施設で教員免許状を取得して各盲学校の設置自治体に任用されているということだ。視覚障害を有しながらも来日して日本語を学び、3療の国家資格を取得してさらに日本の教員免許状を取得するための勉強を続けるというハードルを乗り越えた方たちである。盲学校理療科教員に外国から来た教員がいることは、異文化理解教育等の面からも有意義であると考えられるが、しかし、これらの教員もまた「任用の期限を附さない常勤講師」であることは変わらない。

もう一つの事例として、広島県教育委員会が教員採用において、グローバル人材を対象とした特別選考として、1. 教職経験者（英語）及び2. 外国人留学生等を実施している。1. は、中学校・高等学校の外国語（英語）を担当する者で、出願時に外国籍を有する（または有していた）、母語が英語（もしくは同等）、外国での居住経験、大学（国内国外）卒業資格、広島県内で通算36月以上の英語指導経験、が要件である。2. は、全職種・全校種・全教科を対象とし、出願時に外国籍を有する（または有していた）、外国での居住経験、出願時に留学の在留資格を有すること（有していた）、が要件である。教員免許状については、1. では合格後特別免許状の授与、2. では留学先の大学の教職課程における免許状取得が前提とされている。2015年度及び2016年度教員採用候補者選考試験から導入されたこの制度は、同県の「学びの変革」アクション・プランに位置づけられたグローバル化社会の教育モデルを支える人材確保が想定されているようだ。実際、この枠によって任用された教員の国籍は幅が広い。しかし、これらの教員もまた「任用の期限を附さない常勤講師」であることは変わらない。

すなわち、「91年」では想定されなかった新たなケースが登場しており、それが可能となったのはまさに「91年」の措置によるものであるが、その職を適用したままで職そのものの課題について意識化されたり変更していこうとい

う動きは見られない。

最後に⑤としてあげた職の実態についてだが、「91年」で当時の文部省は外国籍教員の任用の職を「任用の期限を附さない常勤講師」とするよう求めていた。現在、多くの自治体ではその通知にしたがっているが、それ以外の職も認められる。まず、教諭としている場合で、これには「91年」以前も以後も一貫している自治体と、「91年」以前に任用の場合のみの自治体がある。また、指導教諭や養護教諭が見られるが、指導教諭とは、児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善および充実のために必要な指導及び助言を行うもので、2008年（平成20年）4月1日から施行された。すなわち、「91年」以降に誕生した職であり、「91年」時には想定されていなかったものである。養護教諭は「91年」以前から存在する職だが、「91年」が教諭に任用できない旨のみ言及しているために養護教諭は国籍要件に当たらないと解釈されていると思われる²⁹⁾。

また、学校教育法上の職が講師であっても、職名は講師、常勤講師、教諭（指導専任）と多様である。特に、教諭（指導専任）を使用している大阪府内では、前述したように早くから外国籍教員を教諭任用していた実績があるため、「91年」以降の任用についてのみ講師とすることには問題が大きかったため、妥協策として考え出された職名である。講師の職務については「91年」通知で、「教諭の職務を大別すれば主として児童・生徒の教育児童に従事することと校長の行う校務運営に参画することの2つの要素があり、このうち講師は「授業の実施など児童・生徒の教育指導においては教諭とほぼ同等の役割を担うものと考えられるが、校長の行う校務の運営に関しては、常に教務主任や学年主任等の主任の指導・助言を受けながら補助的に関与するにとどまるものであり、公

29) 養護教諭への外国籍者（韓国籍）の任用は、1983年4月1日京都市において認められる（京都新聞1982年3月21日）

30) 朝日新聞1992年6月27日。

務の運営に『参画』する職ではないと解される」とされていたため、指導に専任するという側面から発案されたようだ³⁰⁾。

以上のように、外国籍教員の職や職名には自治体によって多様性が認められることに注目したい。

IV 外国籍教員及び学校現場が抱える課題

筆者たちは、2012年から現在までに約70人の外国籍教員³¹⁾に聞き取りをおこなってきた。その詳細をここで述べる余裕はなく、また任用時期や地域、世代、各自の個別の背景等によっても実に多様で一言でまとめることはできない。雑ぱくに言えば、外国籍教員も他の教員同様に教員としての仕事に励み、その喜びも試練も同様に経験している。日常の業務において自身の国籍や職のちがいを常に意識しているわけではない。外国籍教員の日々の業務は、他の教員と何一つ変わらない。そういう中で職を意識させられる場面がいくつかある。

書類等における職名記載などで外国籍教員は「教諭」であったり「講師」であったり、ご都合主義ともいえる対応を受けることがあるという。自治体によっては、外国籍教員の職は講師であるのに、名刺や対外的な場面³²⁾においては「教諭」が使用されていた。各種書類においても、給与にかかわるものは「講師」だがそれ以外は「教諭」と書くようになっていたり、どう書けばいいかいちいち教頭に確認しなければならなかったり、教頭もまた教育委員会に確認しなければ答えられなかったりというケースもある。さらに、担当者によって回答が異なることもあるという。一方、どのような場面でも一貫して「講師」として

31) 国籍出身地域は10、任用自治体は東京都から福岡県まで15都府県指定都市に及ぶ。また、外国にルーツを持つ日本国籍の教員にも聞き取りをおこなっている。

32) 例えば、公開研究授業の授業担当者一覧に他の教員と並んで「教諭」とされているような場合である。

処遇する自治体もある。「講師」であっても教諭同様に期限のない職であることから、教員の名前を一覧にする時に五十音順の中に入れて職名を講師とするという例もあるが、五十音や勤続年数、学級担任として本来位置づく学年構成の末尾に講師として掲載されるところもある。新聞に掲載される新年度の教員の異動情報の扱いも自治体によって異なり、「講師」とされた場合、保護者等には有期限の講師とのちがいが理解できないのではないかという懸念を抱くこともある。

次に指摘できるのは、管理職や同僚教員の外国籍教員の職への無理解である。日本の公立学校では多くの場合、外国籍教員が存在することやその職が日本人と同様ではないことが理解されていない。そのため、安易に管理職への昇任を勧める管理職もいるという。教育委員会への訪問調査の結果、教員研修や管理職研修で外国籍教員について取り上げているところは少なかった。外国籍教員が新規採用で赴任する学校の長にその旨を伝えて職の説明をするという教育委員会もわずかだった。したがって、赴任してきた校長が外国籍教員が正規教員なのに「講師」となっていることが理解できず、当人に聞いたり教育委員会に問い合わせるという例もあった。また、職場で教員名を複数で書く場合に、外国籍教員の存在に思い至らないのか存在は承知していてもその職について知らないのか、「教諭でいいよね」と誰かが代表して書いてしまうケースや、その時に「講師です」と言うとなぜ?と初めて関心が示されるというケースも報告されている。こうした背景には、外国籍教員の職に対する無理解とともに、学校における教員の世界をできるだけ「平等」なものにしたいという学校文化の反映もあると考えられる。なお、「教諭」や「教諭（指導専任）」としている自治体においても管理職の登用は制限されているが、むしろ「教諭」という名称が使用されている分、管理職や同僚教員が逆にその「ちがい」に気づきにくいという面もあるようだ。

3点目としては、主任の問題である。学校教育法施行規則第44条で、「教務主任及び学年主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる」とされる。

この他、中学校以上に置かれる生徒指導主事や進路指導主事、高等学校に置かれる学科主任にも同様の規定がある。この中で、特に学年主任が問題になることが多い。学年主任は、各学年の学級数が3以上の小学校及び中学校に置くとされ、各学年の学級数が2以上の小学校及び中学校でも校長が学校運営上特に必要があると認めた場合置くことができる。昨今の若手教員の大量任用や期限付き常勤講師の常時採用などによって、外国籍教員と同じ学年で学級担任をする教員が新任であったり外国籍教員よりも経験年数がかなり短かったり期限付き講師である場合がある。そうした場合、経験年数から言っても外国籍教員が学年主任をすることが職場環境からは自然だが、法規を厳密に当てはめると違法ということになる。かといって、外国籍教員を学年主任が発生しない小規模校に常に配置するとか、外国籍教員が持つ学年には必ずそれ以上の経験年数のある教諭を配置することに務めるとなると、そのような融通を効かせるのは非現実的だというのが管理職や現場教員の感覚である。「91年」を起点としても公立学校に外国籍教員がいることが当たり前になり、かれらも中堅からベテランの域に達しているのに、その能力にふさわしい仕事ができないことは本人のみならず学校組織にとっても損失と言わざるをえない。

以上は、「講師」という職にかかわる問題を指摘したが、それ以外に以下2つの課題がある。1つは、外国籍教員という存在の不認知もしくは存在隠しともいえる扱いである。

日本国籍を有せずとも公立学校の教員になれることは、現在どれほどの認知が広がっているのだろうか。前述したように、学校基本調査等には一切出てこないで、公立学校に外国籍教員がいることを知らせるものはない。確認できるのは、各教育委員会の採用選考試験実施要項にわずかに記載されている「なお、日本国籍を有しない者は任用の期限を附さない常勤講師となります」のような一文によってである（中島 2014）。ただし、この一文さえ見つけにくかったり、これ以上の職の説明がないのが通常で、ましてや当該自治体が実際に外国籍者を任用した実績があるかについては直接確認するしかない。我々の調査

からは、外国籍教員が多く任用されている自治体出身者は実際の外国籍教員の存在からなれることを知っていたり、日本人教員からも情報を得る機会があったという。一方、そうでない地域では要項を取り寄せたり、さらに教育委員会に直接確認するなど自分で情報収集するしかない者が多かった。中には、今なお日本国籍がないと公立学校教員になれないと思い込んでいる親や親戚、また日本人教師から間違った情報を受け取る場合もある。このため、教員になった者には、逆に自分の存在をいわば「広告塔」として、生徒たちに進路選択の可能性を知らせ、職が「講師」であることで同僚教員たちにこの問題に気づいてもらえるのではないかと考えている者もいる。なお、任用されている外国籍教員の名前の使用実態については不明であるが、我々が聞き取り調査をした当事者は本名＝民族名使用がほとんどであり、新学期には必ず自己紹介として自身について語る場合が多い。

最後の課題は、公立学校に外国籍教員を採用する理由に関することだ。「91年」交渉において法的地位に関するもの以外は生活権と称されたように、地方自治体公務員とともに教員の国籍要件の廃止も「生活権」の保障、すなわち国籍による差別の是正による就職の門戸開放と位置づけられていた³³⁾。また、「91年」覚書においても通知においてもなぜ国籍要件を外すのかは述べられていない。在日韓国人に公立学校教員の途を開くことにどのような意義があるかは一切触れられていないのだ。唯一確認できるのが、文部省教育助成局地方課長小野元之による『教育委員会月報』(NO.487、1991年3月号)の末尾の「5 その他」の以下の記載である。

今回の措置は、所要の教員免許状を所持している者であれば、在日韓国人のみならずすべての日本国籍を持たない者に対してもその効果は及ぶもので

33) 当時の韓国新聞の記事を見ても、「就業上の問題」「職業選択の自由」という位置づけである。

あり、AETなどの経験を生かして日本の高等学校などの外国語の講師をめざす外国人もその対象となる。

今回の措置が韓国との友好親善の増進に寄与することとなるとともに学校教育の国際化にも役立つ結果となれば望ましいと考える。

これを見るならば、在日韓国人については長年の課題を解決して両国の「友好親善の増進に寄与」し、その他の外国人には外国語の講師として「学校教育の国際化」に資するとみているとするのはうがち過ぎだろうか。というのも、ある教育委員会でヒヤリングした時に、我々の質問にしびれを切らしたように担当者が、「外国籍教員を任用する目的を文科省は何も言っていないでしょ」として、「だから日本人と同じ扱いでよく、特別な配慮も必要ないはずだ」という趣旨の発言をしたのが印象的だったからだ。また、このことは教員の国籍要件撤廃を求めてきた運動側にもいえる。1970年代から公立学校教員を中心としたさまざまな運動が各地で担われてきたが、「91年」後も含めて、自治体で国籍要件が「撤廃」されるとその勝利宣言で終わり、その後外国籍教員が同僚教員としてどのような位置で働き教員としての関係がどうなるのかを問うたり、日本の公教育のこの大きな転換の意味についての言及はあまり見られなかった。教職員組合もこの問題にはほとんどコミットしていない³⁴⁾。

公立学校の教員の国籍要件の廃止という点で見れば、課題は残るものの「就職差別の是正」ということで現状は一定の成果が出たわけで、当該教員が外国籍であることの意味や役割は問われないことになる。それも1つの考え方であろう。一方で、外国籍のまま公立学校教員になることの意味を問い続ける立

34) もちろん全くないわけではない。外国籍教員の問題に継続して取り組む教育関係団体もあるし、教員（管理職）研修にこの問題を取り入れる自治体もある。大阪府教職員組合では外国籍（外国にルーツのある）教員のネットワークづくりをおこなっている。また、自治体職員や教員ばかりを責めるわけにはいかない。教育学関係学会や教育学研究者は当時も今も公立学校における外国籍教員に関してほとんど全く着目してこなかった。

場もある。さらに今日では、前述したように「91年」当時には想定されなかった新たなタイプの外国籍教員が登場している。特に広島県で紹介したような特別選考の例は、国籍や居住地が外国あること（あったこと）が求められ、職務についてもグローバル人材として活躍することが期待されている。これは、外国籍教員の存在が臥されてきたのが一転してその存在を前面に出そうとするものといえる。いわば特性重視の外国籍教員と、特に言及されず位置づけも曖昧な外国籍教員との2種類がいることになる。そして、問題は、いずれにおいても「任用の期限を附さない常勤講師」という職の改善は手つかずのまま置かれていることである。

V まとめ

以上、「91年」以降の公立学校における外国籍教員の状況について、現在わかる限りのデータに基づいて検討してきた。また、「91年」の評価には、それまでの経緯を知ることの重要性も指摘した。この問題は複雑な経緯を有し、自治体によっても対応にちがいがあがる他、教員の職や職名、その実態は学校現場以外の者にはなかなかわかりにくいのが実情である。

しかし、明らかなことは、「任用の期限を附さない常勤講師」という職は形式上の論理から考え出されたもので、学校現場の実態とも教員の同僚性からもかけ離れているということである。そして、そのことは、当の外国籍教員だけでなく、学校現場や教育行政にも無用な問題や葛藤を投げかけ、課題として意識されている。ところが、中央の文科省にはその声は届きにくく、改善への動きも見られない。

公立学校教員になるのに法令上の制約がないにもかかわらず、教員免許状を有して自治体の採用試験に合格しても、日本国籍を有しない場合に教諭に任用しない理由は、当初より拡張された「当然の法理」すなわち「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員になるためには日本国籍を必要と

する」というものだった。だが、学校教育法第 37 条では教諭は「児童（生徒）の教育をつかさどる」とあるだけだ。同条で「校務をつかさどる」のは校長である。そこに、校長の行う校務の運営に参画することにより公の意思の形成への参画に携わるとの解釈を持ち込むことには無理がある。実際、管理職への制限はあるものの教諭任用をしている自治体もある。当該自治体では主任に就くことも問題にならない。現状では、これが妥当な方法の 1 つではあろう。そして、管理職登用の問題についてもさらに検討されなければならないことはもちろんである。

教育公務員として国籍に関係なく同等の能力を有しているとして合格した者は、その後地方公務員としてサービスの宣誓もおこなう。日本の教育行政は法律主義に基づき、細かな法令のもとに学校運営や教育活動がおこなわれている。そこになお、国籍という側面だけで制約をかける合理的根拠を見出すことは難しい。

「91 年」以来の問題が積み残されたまま、現在はグローバル教育の推進やグローバル人材の活用という美名のもとで新たな「任用の期限を附さない常勤講師」が再生産されている³⁵⁾。他方で、インターネット上では公立学校の外国籍教員を排斥する書き込みが相次いでいる。長く複雑な経緯をしっかりと見据えた上で、今こそこの問題の解決が図られるべきである。

〈参考文献〉

- ・伊藤行夫・申谷雄二、1974 年、「非常勤講師制度に怒りをこめて―都講組 1963～1974」『教育労働研究』4 社会評論社。

35) 政府の「日本再興戦略」は 2018 年までに国際バカロレア認定校を 200 校に増やすとしている。国際バカロレアを取得できる一条校に今後公立学校も参入していくとみられる。そこで任用される教員には外国籍の者も想定されると思われるが、これについての議論は聞こえてこない。やはりまた、「任用の期限を附さない常勤講師」を適用してすまそうというのだろうか。

- ・ 稲富進、2013年、『島人（奄美・徳之島）二世教師と在日朝鮮人教育』新幹社。
- ・ 榎井縁編、2014年、『外国人問題理解のための資料集1 外国人の公務就任権』大阪大学未来戦略機構第5部門未来共生イノベーター博士課程プログラム。
- ・ 小野元之、1991年、「在日韓国人など日本国籍を持たない者の公立学校教員への採用について」文部省教育助成局地方課編集『教育委員会月報』NO.487。
- ・ 在日韓国・朝鮮人教師を実現する会編、1996年、『「在日教師」とともに一周人植教員採用裁判闘争の歩み』創言社。
- ・ 在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会編、1982年、『増補版教員採用と国籍条項—愛知における撤廃までの記録（80～82）』。
- ・ 田中宏、1981年、『「教員と国籍」問題の現状と課題』『三千里』第28号。
- ・ 中島智子、2014年、「教員採用選考試験実施要項の分析」平成24～25年度科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究）研究成果報告書『公立学校における外国籍教員の実態と課題の解明』（課題番号24653256、研究代表者中島智子）。
- ・ 仲原良二、2015年、「兵庫民関連の38年間の歴史を語る②」兵庫在日外国人人人権協会40年誌『民族差別と排外に抗して—在日韓国・朝鮮人差別撤廃運動1975-2015』兵庫在日外国人人人権協会発行。
- ・ 仲原良二、2010年、「外国籍教員の格下げ任用の経緯」兵庫在日韓国朝鮮人教育を考える会『知っていますか？外国籍教員差別を！—外国籍教員の任用（常勤講師）問題の解決へ向けて』兵庫在日外国人人人権協会発行。
- ・ 広瀬義徳、2014年、「外国籍教員の任用実態と統治システムの課題—都道府県・指定都市教育委員会への郵送調査・訪問調査の結果から」平成24～25年度科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究）研究成果報告書『公立学校における外国籍教員の実態と課題の解明』（課題番号24653256、研究代表者 中島智子）。
- ・ 広瀬義徳、1996年、「外国人教育公務員の任用問題と在日朝鮮人の市民権」筑波大学教育研究科編『教育学研究集録』第20集。